

池田町ふるさと応援寄附金業務委託仕様書

1 業務名

池田町ふるさと応援寄附金業務

2 業務の目的

池田町が行う池田町ふるさと応援寄附金に係る寄付の受付、寄付者情報の管理、お礼の品発送等を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄付金の増加並びに町の魅力発信を図る。

3 業務委託期間

池田町の指定する日（平成30年8月中を予定）から平成31年3月31日まで
ただし、自動更新となる契約を可とする。

4 業務の内容

業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 池田町ふるさと応援寄附金に係る寄付の受付、寄付金額及び寄付者の情報管理に関する業務
- (2) お礼の品取扱い事業者への発注及び配送管理に関する業務
- (3) 寄付者への寄付受領証明書発行及び寄付金額控除に係る申告特例申請に関する業務
- (4) 新たなお礼の品企画及び選定並びに取扱い事業者との調整に関する業務
- (5) 池田町ふるさと応援寄附金のプロモーションに関する業務
- (6) その他池田町ふるさと応援寄附金業務に関すること

5 業務の詳細

- (1) 池田町ふるさと応援寄附金に係る寄付の受付、寄付金額及び寄付者の情報管理に関する業務
 - ・ 寄付受付ポータルサイトを經由した寄付の申出に対する対応が可能であること。
 - ・ 寄付受付ポータルサイトは「ふるさとチョイス」、「さとふる」、「楽天市場」のうち複数利用することが可能であること。（他のポータルサイトの利用を妨げない。）
 - ・ 寄付金額及び寄付者の情報を一元化して管理することが可能であること。
 - ・ 寄付金額及び寄付件数について、毎月報告を行うことが可能であること。
 - ・ 寄付申出時にクレジットカード払いを可能とする仕組みであるとともに、実施に当たっては「Yahoo! 公金支払い」を利用した方法もしくは同等のノウハウ、社会的信用を擁した方法とすること。
 - ・ 特定事業に対する寄付、いわゆる「クラウドファンディング」に係る寄付募集及び受付並びに支援等が可能であること。
 - ・ 平成30年10月中に寄付受付ポータルサイトへの掲載が可能であること。
- (2) お礼の品取扱い事業者への発注及び配送管理に関する業務
 - ・ 受託者は、池田町が指定した価格でお礼の品取扱い事業者とお礼の品に関する調整を行い、お礼の品の発注及び管理を行うこと。

- ・お礼の品の調達価格はお礼の品取扱い事業者より購入した価格とすること。
 - ・お礼の品配送状況の管理を行うこと。
 - ・お礼の品取扱い事業者への発注は、少なくとも毎週行うこと。
 - ・受託者は、寄付金の入金を確認した後、指定されたお礼の品を1カ月以内に寄付者が指定する送付先に送付すること。ただし、寄付者が受取日を指定した場合、お礼の品が季節限定品である場合等1カ月以内の発送が困難な場合を除く。
 - ・お礼の品の調達費用等を月次集計の上、池田町に報告すること。
 - ・季節限定品の発送時期の管理を行うこと。
 - ・お礼の品等に関する寄付者からの問い合わせに対応すること。
 - ・池田町並びにお礼の品取扱い事業者との各種調整を行うこと。
- (3) 寄付者への寄付受領証明書発行及び寄付金額控除に係る申告特例申請に関する業務
- ・寄付者への寄付受領証明書発行の他、寄付金額控除に係る申告特例申請に関し対応出来る業務があれば、提案すること。
- (4) 新たなお礼の品企画及び選定並びに取扱い事業者との調整に関する業務
- ・池田町が提供する情報、受託者が独自に入手した情報等をもとに、特産品取扱い業者、観光業者等と交渉して、新たなお礼の品の候補の企画及び選定をすること。
 - ・お礼の品については、内の特産品はもとより、サービス提供型プラン等多様な提案が可能であること。
 - ・お礼の品については、池田町の承認を経て決定すること。
- (5) 池田町ふるさと応援寄附金のプロモーションに関する業務
- ・各種媒体を活用したPRの実施が可能であること。
- (6) その他池田町ふるさと応援寄附金業務に関すること
- ・受託者が有するその他のふるさと納税に関するサービスで活用できるものがあれば、提案すること。

6 寄付者情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

7 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により池田町の承諾を得た場合は、この限りでない。

8 報告及び検査

池田町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

9 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

10 個人情報保護体制

池田町個人情報保護条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

11 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

12 履行場所

池田町の指定する場所

13 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて池田町と協議すること。
- (3) 業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、池田町と協議の上対応すること。

14 担当

池田町役場企画政策課町づくり推進係

担当者：齋藤 陽一

電話：0261-62-3129（直通）

FAX：0261-62-9404

E-mail machi@town.ikeda.nagano.jp